

消費税及び地方消費税の引き上げに伴う審査手数料等の改定について

一般財団法人環境優良車普及機構

ご高承の通り、2016年11月28日に施行された法律(平成28年法律第85号及び第86号)に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます)の税率が10%へ引き上げられます。

これにより弊機構の審査・選定に関する請求に関しては、改正消費税法並びに消費税転嫁対策特別措置法(平成28年法律第85号)に準拠し、新税率の適用を受ける部分について新税率(10%)にて計算し、ご請求いたします。

予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ①安全装置等助成対象機器の審査 審査手数料
- ②貨物自動車用ドライブレコーダ 選定手数料
- ③自動車優良環境機器・装置評価公表事業 評価公表手数料
- ④エコドライブ総合診断 診断手数料

をそれぞれ下表のとおり改訂いたします。

なお、手数料の改定は、令和元年10月1日以降に審査・選定を行うものについて適用します。

項目	手数料の種類	単位	税抜き 円	改訂手数料 円 (消費税率10%)	旧手数料 円 (消費税率8%)
安全装置等助成対象機器の審査	審査手数料	型式	25,000	27,500	27,000
	仕様変更手数料	型式	10,000	11,000	10,800
貨物自動車用ドライブレコーダ選定	選定手数料	型式	25,000	27,500	27,000
	仕様変更手数料	型式	10,000	11,000	10,800
自動車優良環境機器・装置評価公表事業	申請・審査手数料	件	330,000	363,000	356,400
	公表手数料	件	20,000	22,000	21,600
	証票交付手数料	枚	200	220	216
	更新手数料	件	170,000	187,000	183,600
エコドライブ総合診断	診断手数料	件	76,191	83,810	82,286

参考資料

国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/h27kaisei.pdf>